

東北地方太平洋沖地震で被災した妊娠産婦、乳幼児の住居の確保 及び出産前後の支援について

1. 自治体に対し、被災し避難している妊娠産婦、乳幼児についてには、災害時要援護者として、優先的に住まい(仮設住宅等)を確保(母子生活支援施設等の利用も可能)するよう依頼
2. 自治体に対し、仮設住宅等に入居した妊娠産婦、乳幼児に対してもは、市町村母子保健事業(保健師・助産師等による訪問、母子保健推進員等のボランティアの活用等)により支援を行うよう依頼
3. 被災者のうち、妊娠、婦婦及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、
 - ①医療機関や医療関係団体等と相談して、助産師等相談にあたる職員を配置し、避難所として適切な施設を確保
 - ②市町村、医療機関、関係団体等が連携し、産前産後ケアや震災によるメンタルケア等、必要かつ可能な支援を実施することを都道府県へ依頼

△イメージ

